

## 新潟市発達障がい支援センターの開設について

- ・平成 17 年4月に施行された発達障害者支援法では、発達障がいに対する専門的な支援などを行うため、都道府県と政令指定都市に「発達障害者支援センター」を設置できるとされている。
- ・国では「子ども・子育て応援プラン」などに基づき、全都道府県・政令指定都市にセンターの整備を求めている。
- ・新潟市においても、乳幼児期から成人期までの一貫したライフステージにあった適切な支援を行うため、教育・福祉・医療・就労などの関係機関と連携した発達障がい者支援の拠点としてのセンターの設置について検討をおこなってきた。

## ○センター概要(国の実施要綱等より)

## 1) 実施主体

都道府県又は政令指定都市

都道府県等は、発達障害者支援センターの行う事業の全部又は一部をについて社会福祉法人及び特定非営利活動法人等であって、適切な運営ができると認められるものに委託することができる。

## 2) 自閉症児施設等への附置

原則として、自閉症児施設、知的障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他都道府県等が適当と認める施設に附置するものとする。

## 3) 事業の内容

- ① 発達障がい者及びその家族等に対する相談支援
- ② 発達障がい者及びその家族等に対する発達支援
- ③ 発達障がい者に対する就労支援
- ④ 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修
- ⑤ 連絡協議会の定期開催による発達障がい者に対する総合的なサービスのあり方の検討等

## 4) 職員の配置

- ① 相談支援を担当する職員  
(社会福祉士であって相談支援について相当の経験及び知識を有する者等)
- ② 発達支援を担当する職員  
(心理的判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者等)
- ③ 就労支援を担当する職員  
(就労について、相当の経験及び知識を有する者等)
- ④ 管理責任者

## 5) 新潟市発達障がい支援センターの概要

- ・平成 22 年1月開設
- ・社会福祉法人更生慈仁会へ事業委託
- ・ 幼児ことばとこころの相談センター内(中央区水道町1)に開設

# 新潟市の発達障がい者支援にかかる連携体制(概念図)

